

■平成25年3月1日～3月27日第1回定例会が開催されました。

山本議員の一般質問を通じて、議会活動報告をいたします。

なお、委員会などのトピックスは、ホームページの「山本せいご議会だより」でご覧になれます。

山本せいごの一般質問 (平成25年3月議会)

体罰といじめ について

現在、社会的に問題となっている教育現場における体罰は、暴力行為として許すことのできない大問題である。

暴力を否定する立場にある教育者が、教育、指導、しつけ、などの元に暴力を肯定し、平然と暴力行為に及んでいる。重大で深刻な問題である。

質問1

●精華町における体罰に対する考え方と、防止対策、発生時の対応について問う？

- (1)体罰に対する本町の考え方は？
- (2)体罰はあるのか？ あるならばその状況は？
- (3)発生事案に対する対応は？
- (4)「体罰ゼロ教育」への今後の課題と取り組みは？
- (5)いじめに対する現在の状況及び今後の課題と取り組みは？



答弁

(1)教育委員会として、体罰は教育基本法で禁止されており、児童生徒への人権侵害であり肉体的・精神的苦痛を与える。そして教育的効果も期待できないばかりか、学校・教職員の信頼をそこなうものであり、あってはならない行為と考えている。

(2)京都府で実態調査をし、集計中。精華町においても体罰があった。

(3)発覚した体罰については、事実関係を確認し、校長や当該教員が家庭訪問し報告と謝罪を行っている。

- ・当該教員に対し、法律で禁止、児童生徒の人権にかかわる問題、学校・教職員の信頼をそこなう、周りのものへも精神的苦痛を与えることなどについて指導している。
- ・当該職員の部活動の指導の自粛、保護者会の開催、児童生徒のアンケートで実態調査を実施。
- ・懲戒等の処分は、京都府教育委員会が下すことになっている。
- ・報道発表など公表のあり方については、府と調整をしたい。

(4)「体罰ゼロ教育」の取り組みは、教職員の法令順守や人権意識の高揚、児童生徒に対する愛情の深化、が大切と考えている。

- ・校内外の研修、体罰禁止の指導、信頼性確保に児童生徒や保護者と向き合える時間の確保や教職員の学びあう学校体制の構築を各学校に働きかけている。

(5)いじめまたはいじめにつながる事象は、今年度1月末で小学校7件、中学校6件となっている。そのうち小学校4件、中学校5件がとりくみに納得された状況にあるが、残りは目配りが必要としている。関係者の連携やアンケート調査など早期発見に役立てたい。

指摘

- 体罰・いじめの対応が、隠ぺい体質として教育委員会、行政が矢面に立つ状況を招かないように、適時に適切な対応(発表)を求める。
- いじめに関して、「いろんな取り組みをして未然防止に努めている、早期発見に努める」との前回答弁の以後に、新しい事案が発生している。
- 教育委員会が学校現場で何が起きているかを速やかに把握し、指導的立場でのアドバイスや欠落している部分について対応を指示するなど、すべきだ。

議会だより (つづき)

入札関係(随意契約)の情報公開について

入札関係における情報発信は、インターネットを通じて広く町民に公開されるようになってきているが、まだ改善の余地がある。

質問2

●住民から中身が見えにくい随意契約について問う。

- (1)過去3年間の随意契約の実績は？ (2)随意契約の業務フローは？
(3)業者の登録・選定はどうしているか？ (4)契約の正当性の担保は？
(5)インターネットでの早期の公開を求める。



答弁

- (1)過去3年間で合計163件、最大契約金額6635万円強、最少契約金額1.6万円となっている。
(2)業務フローは、工事内容、設計金額から業者を選定し見積りを依頼する。最低見積り業者と契約手続きする。工事は全件、監督職員により監督している。
(3)業者の登録については、西暦の奇数年ごとに入札参加資格審査申請書の受け付けを行っている。偶数年に補充受付をしている。
業者の選定は、地方自治法施工令の随意契約の条項により、業者を選定している。
(4)契約の正当性については、地方自治法施工令167条の2の範囲内で随意契約している。
(5)インターネットの早期の公開は、契約手続きの透明性・公正性の観点から随意契約に係る公表基準や金額などを整理し、公表に努めてまいりたい。

指摘

- 工事の監督職員は、基準に則った施工であるか常に工事に立会い、チェックをして発注者目線での検査をしていただきたい。
●インターネット公表は、京田辺市では随意契約の詳細が公表されている。精華町も同じ形での公表をし、税金の使い方を明らかに透明性を高めていく必要がある。

障害者総合支援法について

質問3

障害者自立支援法が、障害者総合支援法として平成24年3月に閣議決定され、6月に修正・成立、平成25年4月1日に施行される。障害者の方は、短期間で可決された法改正を受けて、現行からどう変わるか不安をもたれている。

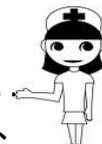
●主な変更内容と、本町の今後の取り組み、及び対象者に対する対応を問う。



答弁



- (1)-①平成25年4月からの主な変更内容
・障害者の範囲に、難病患者を組み入れ、身体障害者手帳がなくても障害福祉サービスが受給できる。
・地域生活支援事業の必須事業への追加される事業で、障害者の理解に対する啓発、市民後見人の養成やコミュニケーション支援の人材育成が求められるようになった。
・障害程度区分を障害支援区分へと名称変更する。
(1)-②平成26年4月からの変更
・ケアホームをグループホームと一元化すること、重度訪問介護と地域移行の対象を拡大することが進められようとしている。
(2)本町としては、難病患者のサービス利用に係る必要な規則や要綱の整備と、この制度の利用啓発など検討し、障害者自立支援協議会など通じ、周知を図っていききたい。
また、障害にある方にかかわるネットワークづくりや人材育成に取り組んでいきたい。



指摘

- 法改正によって処遇が変わる最前線のケアマネージャー、看護師、病院などが、講習や研修などの情報に接していない方がいる。スムーズに行くよう対応してほしい。
●精華町外から入っている介護・看護されている方にももれのないよう対応いただきたい。

<議会一般質問報告 以上>

山本せいご後援会事務所

精華町大字南稲八妻小字門口71

: TEL/FAX 0774-95-6288 (留守電対応)

: Eメール seigo722@balloon.ne.jp

: ホームページ <http://www.balloon.ne.jp/seigo722/>